

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第28号

平成28年12月21日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第1 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情

〔厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

第 2 28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情

第 3 28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第4～日程第5〕

第 4 第86号議案 市道路線の廃止について

第 5 第87号議案 市道路線の廃止について

第 6 閉会中の特定事件調査について

第 7 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第7まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第1 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情、以上、陳情1件を議題に供します。

以上1件につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情、以上、議案1件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの議案審査は、平成28年12月15日に委員間による自由討議を行いました。

主な発言は次のとおりであります。

自由討議に入る前の審査前提として、冒頭に1人の委員から委員長に発言がありました。

「今回の陳情について過日、東大和市議会議会運営委員会の中でさまざまな経緯を経て、陳情審査を当市議会、また各常任委員会でも受けるかどうかについて協議を行い、一定の合意を得たというふうに認識をしております。今回この陳情の内容を見たときに、まさにその南スーダンから自衛隊を直ちに撤退させるという判断を東大和市議会に求めているわけですが、それが果たして私たち市議会がこの内容を判断できるかどうか、いわゆる報道、テレビ、ニュース、新聞等の報道は当然知り得る、国や政府がどういう立場をとっているかということは知り得るわけですが、しかしこの東大和市議会がこの内容について、そもそも判断できるような状況や客観的資料、また例えば現地調査、そういうものも当然できるわけではありませんしということ踏まえると、やはり議会運営委員会の中でこれは総務委員会として、また東大和市議会として審査すべき案件ではないという判断を、私は本来はすべきだったんじゃないかというふうに、この陳情の内容を読んで思ったんですけど、この点について各委員の意見というよりも、委員長はどういうふうに受けとめていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。」との発言に対し、私からは「今委員がお話ありましたことに関してですが、実際今日は市側の説明員が出ていないという、これは要は本筋の内容で説明員が出て対応できないということに関して、この陳情の取り扱いに関して、個人の議員として考えることはあるんですが、ただ今回の陳情に関しては、現実問題、議会運営委員会の場所で審議をした結果、総務委員会に付託をしておりますので本日は審査をする必要はあると考えます。がしかし今後については議会運営委員会の委員長、また議長に今回の委員からの御指摘をいただいたことを踏まえて、同一趣旨の陳情を含めて、取り扱い基準については改めて精査する必要はあるのかなというふうに考えております。総務委員長として議運の委員長を含め、また議長にもちょっと御相談申し上げ、今後申し上げたいというふうに考えておりますので、この場では個人的見解を申し上げるわけにいかないと思いますので、この辺で御承知いただければというふうに思います。」というふうにお伝えをさせていただきました。

同委員からは、「今の委員長の発言から、委員長にはしっかりと受けとめていただいたというふうに認識をしておりますので、またそのような調整をぜひしていただければというふうに思います。」との御発言をいた

だき、自由討議に入りました。

同委員からは、「陳情趣旨を読ませていただきますと、事実誤認と思われる内容が幾つも散見されます。駆けつけ警護、宿営地の共同防衛を行いますって書いてありますが、これは行うということではなく、そのような事態が発生したときに緊急避難的にはそういうことが制度上できるということが担保されるのであって、この任務を行うために南スーダンPKOに派遣するのではない。ですから、ここでいきますというふうに断定的に書いてあること自体が、まず大きな事実誤認であるというふうに思います。それからPKO参加5原則が規定する条件は完全に崩壊しているとも言っておりますが、これも完全に崩壊していればPKO活動そのもの、60カ国が参加をするPKO活動そのものがないわけですから、ましてや国連の判断、要請に基づいて各国が主体的に参加を求めるこのPKO活動の前提条件となるこの参加5原則、これは我が国ですけれども、完全に崩壊してるという、これも大きな事実誤認であるというふうに考えております。それから憲法9条が禁止をする武力行使、これは国際法上は国家対国家の戦争行為を武力行使と示すわけですから、これも南スーダンの事例には全く当たらないというふうに思います。最後に、この平和都市宣言を行ってる東大和市として見過ごすことはできませんというふうに言っておりますが、この平和都市宣言、どのように受けとめていらっしゃるのかと大変不思議なんです、平和都市宣言の中には「国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願う」これが東大和市の平和都市宣言で、この南スーダンに限らず、このPKO活動そのものはまさに国連が行う、国連憲章でうたわれた集団安全保障を実現し、紛争における平和的解決の基盤を築くことにより、紛争当事者間に間接的に平和的解決を促す国際連合の活動、このように規定されている平和維持活動が、あたかも何か戦争に加担をするような認識、平和に反するような行動をとっている認識、これが全く私は間違っていると考えており、PKO活動そのものは1988年、ノーベル平和賞を受賞した高い国際的な評価を得ている平和活動であります。このような陳情を採択することは、この国連の平和維持活動もそうですし、ノーベル賞そのものを冒瀆するような行為に私はつながると思いますので、このような陳情を採択することは当然あり得ないというふうに受けとめております。」との自由討議がありました。

また別の委員から、「今この陳情を審査すべきなのかどうかということで提起がありましたので、まずその問題から言わしていただきたいと思います。東大和市議会はこの平和都市宣言を行っている市として、これまでも北朝鮮を含め、アメリカのときもそうですけれども、核実験等に対してこれに抗議する意見書や決議を上げてきています。これまでも安保法制、戦争法の問題でこれがどうなのかということで審査を行っています。この駆けつけ警護、宿営地の共同防衛という問題ですけれども、この安保法制とこの問題については非常に密接にかかわっていると。昨年9月に強行されたこの安保法制の中で国際平和協力が改悪をされ、参加5原則も変えられました。その中で5番目の原則、「武器の使用は、要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本」とするというものに加えて、「受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆けつけ警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能」となるというふうに変えられております。今起きていることは、この安保法制は強行にされたときに、安倍首相は海外で戦争するためのものではないんだと、日本の安全を守る、国民の命を守るための最低限の措置を施したんだと言いますがけれども、現実には起こっていることは、南スーダンで自衛隊が銃の引き金を引くかどうかという事態になっていることからいっても、この間、審査をしてきた安保法制の問題、つまりこれまでの政府の憲法解釈を根底から覆して集団的自衛権を可能にする、海外での武力行使に道を開くという、こうい

う問題が今現実にここにあらわれてきているというふうな問題だと思っております。その一点で、憲法を一政権の恣意的解釈で覆すというのは国民の基本的な人権にかかわる大問題ですから、市議会でもその立場できちっと見解をあらわすべきだというふうに考えております。その上で、先ほどPKO参加5原則が規定する条件は完全に崩壊しているというのは事実と違うというふうに言われましたが、私が持っている資料は平和安全法制の概要ということで、内閣官房、内閣府、外務省、防衛省の資料説明ですけれども、5つ書かれております。「紛争当事者間で停戦合意が成立していること」というふうにされております。これは自衛隊が宿営地を持ち、活動地域として首都ジュバでこの7月に大規模戦闘が起きたと。これはこの陳情にも書かれていますが、これを受けてここで数百人が死亡し、NGOの職員が殺害されるという事態があって、このときの駆けつけ警護の要請に応えられなかったということで、ケニアの司令官が解任をされ、ケニア軍が撤退するというのもこの陳情に書かれていますが、この7月の大規模戦闘、数百人が死亡したこの戦闘を受けて、11月1日に発表した国連の特別調査報告書の中で、昨年結ばれた和平合意は崩壊しているというふうに述べられております。国連自身がこの停戦合意は崩壊しているという認識を示している。それから参加5原則の2番目、「国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること」これも国連の報告書に述べられており、国連事務総長の南スーダン報告の中ですけれども、8月12日から10月25日の期間、国連PKO部隊は46の地位協定違反を記録した。これはPKO部隊の要員に対する逮捕、拘束、迫害、襲撃、脅迫などあるというふうに書かれております。かなりの件数でこうした事件が起きているということであり、当事者が口で何を言っているのかではなく、実際に何が行われているかで客観的に評価されるべきですが、これらの事態を見れば、紛争当事者が国連PKO部隊を受け入れているとはとても言えないというのが現地の状態です。先ほどのNGOの職員が殺害されたときにも、駆けつけ警護に行けなかったわけですが、これはそれほどすさまじい事態にあったと、国連が駆けつけても、それが政府軍によって攻撃されるという危険性があったということを示しているわけです。3つ目に、「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者にかたよることなく、中立的立場を厳守すること」というふうに書かれておりますが、今ルワンダ以降、国連PKOは大きく変質をしております。停戦合意を見守る中立的な立場をとっているものではありません。この7月の大規模戦闘を受け、8月には4,000名をさらに増員することを決め、この部隊には先制攻撃の任務も付与するという事態になっており、戦闘主体にPKO部隊になっているというのがルワンダ以降の国連PKOのあり方になっているということでもあります。4つ目は「上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収する」ということですが、全てが崩壊しているというのはまさに事実だというふうに考えており、駆けつけ警護をもし現地にこのまま自衛隊が居続けて、7月のようにNGO職員が襲撃されると、自衛隊のPKOが駆けつけ警護に向かうということになったらどうなるかということです。専門家委員会の国連安保理議長への書簡の中で、トレインホテルを多数の政府軍、80人から100人の制服兵士の軍が荒らしまわったと。専門委員会は加害者によって襲撃はよく組織されたもので偶発的な暴力、略奪とは考えられないと結論づけたというふうに述べられています。ですから駆けつけ警護を行えば政府軍と銃撃戦を行うことになり、その場合は、これは今発言があったとおり、政府軍と銃撃戦を戦わせれば、これは武力行使に該当するということになるわけで、陳情にそれも書かれてあるというふうに考えております。憲法9条を持つ日本がこのまま南スーダンに自衛隊を居続けさせることで憲法を壊すと、国の基本的なあり方を壊す、それから憲法解釈を一内閣が変えてしまうことによって立憲主義、国民の基本的な人権が壊されるという重大な事態を招くことになると思います。その点で、この陳情は採択すべきというふうに

考えております。」との自由討議がありました。

また別の委員から、「いろいろな見解があろうと思いますが、そもそも部隊の展開とか自衛隊の派遣、それから撤収を含め市の事務ではないと考えております。市の事務ではないものを当市が平和都市宣言を行っているからといって、ただその一点をもって直ちに撤退をさせよという立場はあるとは私は思えない。同じように平和都市宣言であるというその一点をもって、一地方議会にすぎない本市議会に判断を強いるというのは、ちょっと無理筋なんじゃないかなというふうな思いもあります。ただ市議会議員として、政治家としておのこの責任において国政などさまざまな場所で自由に論ずることは全く否定するものではなく、むしろ大いにすべきと考えるところではありますが、この場はあくまでも市議会であって、その立場を踏まえ発言すべきだというふうに考えております。市議会議員として市の事務の範疇でこれを判断するというならば、本陳情に対しては判断する立場にないといしか言いようがない。こうした点で、これまで何度となく審査をしてまいりました安保法制問題を初めとします市政施行最上位の法規範である憲法に対する問題などは、質がそもそも違うんじゃないかというふうに考えております。あくまでも今回のこの南スーダンの話というのは、国家独立を契機とした南スーダンに対するPKO部隊の展開というものは、いわゆるイスラミックステートとかアルカイダ等の関係する事案と異なって、そこに自衛隊が展開したからといって直ちに我が国にテロの脅威が及ぶというものでもなく、法律の用語でよく言うところの高度の政治性のある防衛外交問題でありまして、それらに特化した国会においてそもそも判断すべきなんではないかというふうに考えております。したがって、この問題は市議会ですら取り上げるというには果たしてやはり適切なんだろうかという思いがありますので、できれば私はこれは判断したくないというふうに考えております。」と自由討議がありました。

また別の委員からは、「この陳情が取り上げられてから私も地方議会とはいえ、それなりに責任があるというふうに考え、かなりいろいろ調べさせていただきました。二次情報、三次情報、実は報道であったりだとか、要は世の中に出ているもので判断するしかなく、実際に今回質疑をできる状態にはないということがわかります。これが国会だったりすると、現地の情報はどうなんだということを質疑して、それが本当にこの憲法に合致しているのかどうかということ判断するところを、国会の場でできるというふうに考えておりますが、やはりこれを市議会の中で詰めて、本当にこれが憲法に合致しているのかどうか、これの施策が本当に正しいのかどうかという判断を今私ができるのかといえば、私はできないというふうに考えております。実際にミサイルの問題の件を先ほどの委員がお話ししましたが、ミサイルの問題だって決議は出します。それは明らかに個別的なものであるかもしれないけれども、誰もが反対できないミサイルを発射することに対して誰もが賛成する人はいないと思うので、それに対して反対するというのは私はすごくあり得る話だと考え、憲法の判断に関してもできる範囲の中でこういうふうに考えますよということとは言えるというふうに考えておりますが、基本、国政や外交に関して市議会の中でなかなか議論するというのはちょっとそぐわないということを考えており、国政であっても、例えば教育の問題、生活保護、年金問題、すごく密接に市に、地方自治体にかかわる問題では、積極的に国にこういう政策をすべきでないかということで建議することはあるかもしれませんが、今回の陳情を読ませていただいて調査をした限りではちょっと判断しにくいというのが現状です。そういう意味では、採択、不採択といえば、私はこの場合、陳情に関しては不採択にすべきだなというふうに考えております。内容に関して本当にやっていくと、心情的には考えるところではありますが、今の市議会議員の判断とするならば、ここは不採択なのかなというふうに考えておる。」との自由討議がありました。

また冒頭の委員から、「PKOの5原則にのっとっているかどうかというような、先ほど御意見がありまし

たが、これも報道ベースでどう判断するかということになるかと思いますが、政府においてはどのように述べているかという、南スーダンの状態については、当事者については反主流派のうちマシャール派が武力紛争の当事者であるか否かが判断材料になるけれども、少なくともこのマシャール派は系統立った組織性を有しているとはいえない、また同派による支配が確立されるに至った地域があるとはいえない、また南スーダン政府と反主流派双方とも事案の平和的解決を求める意思を有している等を総合的に勘案すると、PKOにおける武力紛争は発生しておらず、マシャール派が武力紛争の当事者に当たるとも考えていない。このような政府の見解は明確に述べられており、国連の要請に基づいたPKO、まさに平和維持活動を国連がどのような判断をしていくのか、また日本がその国連の要請を受けてどのような主体的な判断をしていくのかということとは当然あるわけですが、先ほど委員が若干おっしゃったように、ルワンダの内戦等で多くの一般市民が虐殺されたという大きな反省を踏まえて、これは国家対国家の戦争に加担するというだけでなく、当該地域のまさに文民の命をどうやって守り、また地域の平和を構築していくために国際社会がどのような協力をできるのかということ、大きな判断のもとPKO活動が行われておりますし、また日本政府も、あくまでも日本の政府のPKO活動そのものは、まさに治安維持活動そのものが部隊の任務ではなく、道路整備や避難民向けの施設づくり等、まさに民生活動を中心に担っている業務を、今自衛隊の皆様にご協力いただいているわけですので、その点は十分に認識をすべきであるというふうに考えております。」との自由討議がありました。

また別の委員から、「今政府がどう行っているかということで紹介がありましたけども、国連がもう和平合意は崩壊していると認めているのに、それを認めない。武力衝突が起きてるけども、武力紛争は起きていない、こういう詭弁で現実を認めずに何を狙っているかということとは私は大変問題だと。この間、この委員会でも審査をしてきた安保法制について、憲法は本来権力の手を縛るものであるはずなのに、権力が勝手に憲法解釈を変えることによって、その立憲主義を崩壊しているということが大きな論点になってるわけですが、それが今現実のものになろうとしている。安保法制、戦争法で審査をしてきた憲法を覆す独裁的な政治、これが今、南スーダンの下で現実的なものになろうとしていることが大問題というふうに考えております。だから、私はその大きな延長線上でこの問題は捉えるべきだと考えているのが、それが1つと。それからもう一つは、アフリカ、南スーダンを含めたこの紛争の根底に貧困があるということ。これはもう周知の事実ですけども、アフリカのこの貧困は、やはり政治的独立が一番おくれてきた状況の中で、先進資本主義諸国が資源の調達先としてアフリカを位置づけず、アフリカ経済の自主的発展を阻害してきたという大問題があるわけですから、対症療法としてだけで、このアフリカのさまざまな紛争を解決することは不可能で、アフリカのその自主的な経済発展をどうにか取っていくのかということそのものが最大の鍵を握ってる。その点で憲法9条を持つ日本の政府がどういう貢献をしていくか、アフリカ経済の自主的発展、人道的支援、そういったところに憲法9条を持つ日本が果たすべき役割はあるというふうに私は考えております。」との自由討議がありました。

ここで自由討議を終了し、討論に入りました。

まず陳情に反対の委員から、「本陳情の趣旨には少なからず賛同すべきところはあるものの、そもそも部隊の展開等は市の事務ではなく、本市が平和都市宣言を行っているからといって、それだけをもってして直ちに撤退させるという立場にあるとはいえないのではないかと考えております。同様に、平和都市宣言であるというただ一点をもって、一地方議会にすぎない本市議会にその判断を用いるのはおよそ無理筋な話であるというふうに考えております。ただし、市議会議員が政治家としてのおのおの責任において、国政などさまざまな場で自由に論ずることは否定するものでなく、むしろ大いにすべきと考えますが、この場はあくまでも

市議会であり、立場を踏まえて発言すべきは自明であり、市議会の議員として市の事務の範疇で判断するならば、本陳情に対しては判断する立場にないといしか言いようがありません。こうした点で、これまで何回となく審査をしてきた安保法制問題を初めとする市政施行上最上位の法機関である憲法に対する問題などとは質を異にするものであって、あくまでも国家独立を契機とした南スーダンに対するPKO部隊の展開等は、いわゆるISやアルカイダ等の関係の事案とは異なり、そこに展開したからといって直ちに我が国にテロの脅威が及ぶというものでなく、法律用語で言うところの高度の政治性のある防衛外交問題であり、それらに特化した国会において判断すべきであると考えます。したがって現時点では、くみできないことを述べまして討論いたします。」との討論がありました。

次に陳情に賛成の立場の1人の委員から討論がありました。「陳情趣旨に書かれてあること、一つ一つそのとおりだと考えており、先ほど自由討議でも述べましたが、これは昨年9月に強行された安保法制、いわゆる戦争法の審査、この場でも行いました。これが一内閣が恣意的に憲法解釈を変えることによって、憲法上に安倍政権が君臨するという事態をつくり出し、憲法9条を事実上壊していくという道を開いたものだというふうに考えております。その1つの大きな形として南スーダンのPKO派遣の問題があります。今の12月、駆けつけ警護、宿营地共同防衛の任務が付与されたというふうに考えておりますが、このことによって、南スーダンが、国連が認めているように内戦状態にあり、和平合意も崩壊する。そして政府軍が国連職員を襲撃し、殺害し、こういう事態のもとで任務を付与するということが、憲法に基づく日本の政治そのものを壊す重大問題というふうに考えております。つけ加えれば、自衛隊の皆さんは自分の家族、国民の命を守りたいということで自衛隊に入隊されたわけですが、その方々が安倍首相の野望のために日本の安全ともかかわりのない南スーダンで銃の引き金を引き、殺し殺される戦場に身を置くことになるということは、到底許すことができないというふうに考えておりますということで、したがって、この陳情に賛成するものです。」という討論がありました。

ここで討論を終了し、直ちに採決に入りました。

採決の結果、起立少数、よって28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情については、不採択と決しました。

以上をもちまして、平成28年第4回定例会、総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党市議団を代表しまして、28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。



国連南スーダン・ミッションに参加する自衛隊施設部隊に対し、いわゆる駆けつけ警護、宿営地の共同防衛等の新任務が付与されました。

11月10日付で公表された「国連事務総長の南スーダン報告」や同月15日付で公表された「南スーダンに関する専門家委員会の国連安保理議長への書簡」によれば、8月12日から10月25日までの間に国連南スーダン派遣団に対し、南スーダン政府軍またそれとかわる武装集団などにより、要員や施設への攻撃など46件の地位協定違反の行為を行い、恒常的に国連派遣団の任務遂行を妨害してるとの報告をしています。

内戦が深刻化する南スーダンでは、PKO参加5原則にある紛争当事者間の停戦合意の成立、当事者の受け入れ同意、中立的立場の厳守等の原則が既に満たされていない状況が生じていることは明白です。自衛隊が駆けつけ警護を行えば自衛隊と南スーダン政府軍とが交戦をするという憲法9条が禁止した武力行為に陥る危険があり、戦後初めて殺し、殺される事態に発展しかねないと考えます。

日本は、スーダンでの内戦終結のために、難民・国内避難民の帰還支援、南北18万人の元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰また保健、水・衛生、教育、インフラ整備などを重点分野に、2005年以来これまでに約4億4,000万ドルの支援を実施したとしています。

南スーダンでなすべきことは、そのように非軍事的分野で幾らでも貢献ができます。ユニセフの報告でも武装勢力に徴用された少年兵は延べ1万7,000人にも上り、解放された後の健康面や心理面でのケアや自立支援など、暴力の連鎖を断ち切るために資する施策への支援が求められています。人口の4分の1近くに相当する280万人への食糧など緊急支援も求められています。これらの緊急に必要とされる支援こそ、内戦を鎮静化するためにまず求められるものと考えます。

以上のことから、平和都市宣言を行っての各市として見過ごすことができない事態であるとして、政府に対し南スーダンPKOに派遣されている自衛隊部隊の撤退を求める意見書を提出することを求める本陳情に賛成をいたします。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

本陳情では、南スーダンにおける国連のPKO活動に参加する自衛隊を直ちに撤退させるべきと主張されておりますが、長期間にわたる内戦を経て2011年7月に独立を果たした南スーダンの平和と安定に貢献することは、周辺地域のみならず紛争が絶えないアフリカ地域の平和と安定にとっても重要な取り組みであります。

南スーダンPKOには世界の60カ国以上が参加し、日本も民主党政権下の2012年1月から施設部隊を派遣し、道路整備や避難民向け施設づくりなど民生支援を担当しております。

陳情では、今回、新たに駆けつけ警護を任務に加えたことが、あたかも憲法9条が禁止する武力行使に踏み出すことになることと記されておりますが、全くの拡大解釈と言わざるを得ません。

PKOの文民要員やNGO等の活動関係者が暴徒に襲われた場合、現地警察と軍が保護に当たり、その上でPKOの歩兵部隊が補完することになります。

一方、自衛隊の施設部隊の任務は治安維持ではありませんから、このような治安維持活動は行いません。しかし、自衛隊が活動する近くで文民が襲われ、警察や歩兵部隊などが不在という極めて限定的な事態が起こる

可能性は否定できません。

国連職員などとして首都ジュバに滞在する約20人の邦人にもその危険性があります。過去に、東ティモールPKOに参加した自衛隊が、不測の事態に直面した邦人から保護を求められ、できる範囲内で安全な場所まで輸送したという事例もあります。

そこで今回、緊急の要請を受け、人道的観点から応急的、一時的な措置として保護する駆けつけ警護を新たな任務として与えました。このような活動は、憲法9条が禁止する武力の行使に当たらないことは当然であります。

そもそも治安維持の能力がない施設部隊が、自己防衛能力を持っている他国の軍人を駆けつけ警護することも想定されておりません。

さらに、どこにでも駆けつけるわけではなく、あくまでも施設部隊の近くに限定されており、今回駆けつけ警護が可能となった第11次隊は、防衛大臣の命令により、地域活動を治安情勢が比較的安定しているジュバ及びその周辺地域に限定されています。

ジュバの治安状況について、日本政府は「今後の状況は楽観できず、引き続き注視する必要があるが、現在は比較的落ちついている」と説明しています。また、国連もPKOの継続を決め、南スーダン政府のPKO派遣同意も維持されており、PKO参加5原則のもとで活動することは当然であります。

さらに、日本政府は今回の閣議決定で、公明党の意見を踏まえ、PKO参加5原則が満たされていても、自衛隊の安全を確保しつつ、有意義な活動の実施が困難と認められる場合には、自衛隊を撤収させることを実施計画に明記しております。

また、駆けつけ警護について、あたかも自衛隊が殺し、殺される最初のケースになると反対のための反対を繰り返す方々があることも承知をしておりますが、PKOに派遣されている自衛隊員に許されているのは自己防護のための武器の使用と、今回、新たな任務として与えられた駆けつけ警護での武器の使用であります。自己防護は自分の生命を守るという当然の権利の行使であり、駆けつけ警護は人道的観点からの応急的、一時的に実施する任務であります。

どちらも自分の命、また助けを求めている文民の命を緊急的に守るためのやむを得ないぎりぎりの場合であり、それを殺す、殺されたと言うのは余りに現実を見ない議論であります。それでは、緊急避難的にでも文民の命を守る行為を行わないということは、文民を見殺しにしたほうがよいとでもいうのでしょうか。

一部には、駆けつけ警護が海外での武力行使になるとの懸念もありますが、武力行使とは国際紛争を解決する手段として武器を使うこと、つまり戦争で武器を使うことでもあります。

PKOは戦争や内戦が終わった後に国連が実施する活動であり、国連はもとより、どこの国もPKOに参加することを戦争とは考えておりません。

日本は1992年成立のPKO協力法から自衛隊のPKO派遣を続け、世論調査でも8割以上の国民がPKOを正しく理解し、自衛隊の参加を認めています。このように国連によるPKO活動は、ノーベル平和賞も受賞している世界的に評価の高い国際貢献活動であります。

PKO活動と戦争を意図的に一緒に拡大解釈し、国民や市民の不安をあおるべきではありません。

よって、本陳情は、日本国民が主体的に世界平和に貢献しようとする憲法の理念を曲解し、国連を中心とした現実のPKO活動を正しく評価することなく、批判のための批判を行っていると感じざるを得ません。

「国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含

むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願う」、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することを誓う」とうたう、まさにPKO活動の理念を呈した東大和市平和都市宣言の精神をも曲解しているものであり、到底容認できません。

以上の理由から、本陳情には反対するものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 4番、実川圭子です。28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情について、賛成の立場で討論します。

初めに、委員会の審査の中で、この陳情は取り上げるべきではないというような話がありましたが、私は審議すべきと考えます。もし、この陳情が「自衛隊を直ちに撤退させてください。」というものだった場合は、市の権限の及ぶところではないので審議すべきではないですが、「意見書を提出してください。」という陳情であり、地方自治法99条に基づくと、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事について意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」わけですから、当然、市の公益に関するかどうかを審議すべきと考えます。

次に、「南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることが市の公益に関するか」という点ですが、国が手続を踏んで進めている派遣ではありますが、賛否両論があることは皆様御承知のところですが、市民の総意であれば当然意見書として国に提出すべきですが、意見が分かれる以上、市民の代表である議員が真摯に議論し結論を出す必要があると考えます。

その上で、私は「武力の行使は国際紛争を解決する手段としては行わない」という憲法9条に基づき、これまでの一連の憲法解釈による安全保障関連法に反対する立場から、それを根拠とした駆けつけ警護など新たに付与された武器使用について反対するものです。

「日本の自衛隊だけ安全ならいいのか」ということを言う方もおられますが、もちろん日本の自衛隊の安全確保は大切です。同様に、相手にも武器を使わせないことが真の平和的解決であり、これらのことは日本の支援のあり方、国のあり方にもかかわる国民、市民の問題であります。

以上のような理由から、私は今のような状況での自衛隊派遣に反対し、直ちに撤退させることに賛成し、意見書を国に提出することを求める本陳情に賛成します。

[4番 実川圭子君 降壇]

[11番 押本 修君 登壇]

○11番(押本 修君) 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に対しまして、自由民主党を代表し、反対の立場から討論いたします。

平和安全法制の施行により、国際社会の平和及び安全の確保にこれまで以上に自衛隊が積極的に貢献することが可能となりました。これにより、例えば国際社会の平和と安全が脅かされている事態に国際社会が一致団結して行動する場合、我が国も国際社会の一員として協力支援活動を行うことができます。

今回新たな任務として追加された駆けつけ警護は、平素は施設活動等の業務を行う部隊が、国連やNGO関係者等からの緊急の要請を受け、その人道性及び緊急性に鑑み、本来の業務とは別に、その人員、装備などに応じ、あくまでも安全を確保しつつ対応できる範囲内で行うものであり、我が国の大使館員やJICA職員な

ども対象として加わります。武器使用の拡大については正当防衛や緊急避難の場合に限られ、憲法9条には違反しないものと考えます。

新たな任務を含め、自衛隊のいかなる活動もPKO参加5原則が満たされることを大前提として行うものであり、活動地域である首都ジュバ周辺は、比較的治安は安定していると防衛省では判断しています。したがって、今回の駆けつけ警護任務の付与は、陳情理由にありますような殺し、殺されるなどというおどろおどろしいレッテル張りとは全く的外れであり、我が国の国民や国際社会が連携して平和と安全の回復に向けて活動している国連やNGO関係者の生命財産を自衛隊がみずからの能力の範囲内で守る活動に従事することは、国際社会からの信頼を一層向上させるものと考えます。

以上のことから、本陳情には賛成することはできません。

また、本陳情につきましては、委員会での議論にもありましたとおり、本来なら取り扱うべきものではないと考えます。その理由は、説明員が入らない委員会審査になったことにあります。

これまで、本陳情の提出者の提出された陳情に対しまして複数回にわたり説明員なしの陳情審査が行われてきました。私は、本来の陳情審査は市の一般事務に関する内容について、市側の説明員に説明を求める形が基本と考えます。

議会運営委員会におきましては、たび重なる議論の末、本年5月11日付にて、「審査になじまない陳情の取り扱いについて、議会運営委員会に諮った上、原則として本会議には上程せず議長預かりとすること」と決定しております。

議長及び議会運営委員長、そして議会運営委員会におかれましては、今後はこの決定に十分に留意され、お取り計らいいただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

[11番 押本 修君 降壇]

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番(二宮由子君) 議席番号5番、興市会、二宮由子です。興市会を代表し、28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

さて、本陳情の趣旨には少なからず賛同すべきところはあるものの、そもそも部隊の展開などは市の事務ではなく、本市が平和都市宣言を行っているからといって、それだけをもってして直ちに撤退させよという立場にあるとまではいえないものではないかと考えます。

同様に、平和宣言都市であるという、ただ一点をもってして、一地方議会にすぎない本市議会に判断を強いるのは、およそ無理筋です。

ただし、市議会議員が政治家として、おのおのの責任において、国政などをさまざまな場で自由に論ずることは否定するものではなく、むしろ大いにすべきと考えますが、この場はあくまでも市議会であり、立場を踏まえて発言すべきは自明であって、市議会議員として、市の事務の範疇で判断とするならば、本陳情に対しては判断する立場にないと言えませぬ。

こうした点で、これまで何回となく審査をしてきた安保法制問題を初めとする市政施行上、最上位の法規範である憲法に対する問題などとは質を異にするものであって、あくまでも国家独立を契機とした南スーダンに対するPKO部隊の展開などは、いわゆるISやアルカイダなどの関係する事案と異なり、そこに展開したからといって、直ちに我が国にテロの脅威が及ぶというものでもなく、法律用語でいうところの「高度に政治性

のある」防衛・外交問題であり、それらに特化した国会において判断すべきものであると考えます。  
したがって、現時点ではくみできないことを述べまして討論いたします。  
以上です。

[5 番 二宮由子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第2 28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情

日程第3 28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情、日程第3 28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、厚生文教委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情、28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本審査は、平成28年12月16日に開催し、説明員に副市長を初め関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、福祉作業所への通所困難者の実情を把握しているのかとの質疑に対して、現在、市内には障害者の日中活動の場として、就労継続支援B型や生活介護の施設が13カ所あり、そのうち7カ所で送迎を行っている113名の方が通所困難者に当たると認識しているとの答弁がありました。

次に、陳情理由にある送迎のための助成制度はどのようになっているのかとの質疑に対して、障害福祉サービスには国基準の報酬が支払われる。この報酬の中に、事業所で送迎を行った場合の加算がある。送迎を行う事業所は届け出をし、この加算により送迎を行っている。また、東大和市総合福祉センター は～とふるにおいては、公設の施設であった旧みり福祉園の業務を引き継いで、障害が重度の方や支援の度合いが高い方を受け入れており、リフトつきバスでの送迎を行っている。この送迎に係る経費については市が補助をしている。多摩地域の26市において、多くの市が公設や公設に準じる施設に対しては同様の措置を行っているとの答弁がありました。

次に、通所困難者への対策をどのように考えているのかとの質疑に対して、総合福祉センターを整備するに当たり、今後の利用者の増加を見込んで、旧みのり福祉園の定員を大幅にふやし、送迎に関しては、重度の方が利用される生活介護のほか、比較的軽度の就労継続支援B型においても利用者の高齢化、障害の重度化が進みつつあることから、必要性が認められる方に対して、送迎が可能な体制をとっている。したがって、通所が困難な方への対策として、総合福祉センターでの受け入れを基本と考えているとの答弁がありました。

次に、福祉作業所への通所方法に関しては、決まりはあるのかとの質疑に対して、福祉作業所には就労継続支援B型と生活介護がある。このうち、就労継続支援B型は、一般企業での就労が困難な方が、就労に必要な知識の習得や能力の向上のための訓練を受ける場であり、基本的には自力で通所することも訓練の一環となる。また、生活介護について、比較的重度の方のため、送迎が必要な方も含まれているとの答弁がありました。

次に、就労継続支援B型の方の通所困難な現状を調査しているのかとの質疑に対して、送迎の実態については給付費の中で送迎加算の有無で実態を把握している。就労継続支援B型の身体障害の利用する事業所では、送迎を行っている実態があるとの答弁がありました。

次に、現在の送迎の有無は市の助成の有無に関係あるのかとの質疑に対して、送迎を行った場合、国基準の報酬額が支払われ、その中に送迎加算がある。その加算において送迎を行うとの答弁がありました。

東大和市の障害福祉サービスの地域区分が低いと聞いているが、その実態と、市の今までの対応について伺うとの質疑に対して、障害福祉サービス費の割り増し割合である地域区分については、3年ごと報酬の見直しが行われる。直近では平成27年度に実施されている。障害福祉サービス費の地域区分について、平成24年の見直しで、当市は近隣市に比べて低い3%という状態で据え置かれている。平成24年度の改正において、近隣市が10%、12%という形で引き上げられたが、国家公務員の地域手当が基準となっており、当市は3%に据え置かれ、平成27年度においても見直しがなされなかった。一方、障害児、あるいは介護保険のサービスについて、平成27年度に当市においても市長が直接国へ赴くなどの要請をした中で、引き上げられているという状況があるとの答弁がありました。

次に、公設の施設に関する送迎についての答弁があったが、民間の福祉作業所の送迎の必要性、また民間の作業所に対する市の支援について、市の認識を伺う。また、他市の民間作業所に対する市独自の補助について、他市の状況について伺うとの質疑に対して、総合福祉センターは～とふるでは、比較的重度の方、あるいは支援度の高い方について積極的に受け入れをしていくという形で対応している。市内の他の事業所でも、生活介護の事業を始める事業者があり、それに伴って送迎の必要性が出ているが、基本的には障害福祉サービスの報酬の中の送迎加算という形で費用が賄われているので、市で改めてその部分について助成する必要はないものと考えている。他市の状況については、公設もしくは公設に準ずる施設について大規模な送迎を行わなければならないので市が助成をしている。それ以外の民間事業所への補助を行っているという例については、ほとんどないと認識しているとの答弁がありました。

次に、就労継続支援B型、生活介護について、比較的重度の方は～とふるで受け入れるということだが、現在は～とふるの定員を満たしているのかどうか。現状と今後の受け入れの人数はどのようになっているのかとの質疑に対して、～とふるにおいては、就労継続支援B型、生活介護の事業を旧みのり福祉園から引き継いでいるので、生活介護については50名の定員で、みのり福祉園の定員が33名から17名程度枠を広げており、現在実質の利用者は30名程度ということで20人ほどの枠がある。就労継続支援B型については定員44名で、みのり福祉園の定員は36名だったので8名拡大している。現在の利用者は30名程度であり、14名の空きがある。

今後、特別支援学校の卒業生等がふえる見込みで定員をふやしているとの答弁がありました。

次に、は～とふるでの精神障害の受け入れについて、また市外の利用者の送迎について伺うとの質疑に対して、総合福祉センター は～とふるにおいては、旧みのり福祉園の事業を引き継ぐという形で知的障害、身体障害者の方を中心に受け入れている。市外の利用者については、みのり福祉園を引き継いだは～とふるでは、現在市内の利用者のみであるとの答弁がありました。

次に、国からの給付金による送迎加算は条件が厳しい中で事業所は苦勞して送迎をやっている。また、加算の額は微々たるものである。その実態は市は知っていると思う。国の制度の送迎加算があるから足りているような感じを受けるが、実態はそうではない。そのような要望が事業所から来ているか伺うとの質疑に対して、国の報酬における送迎加算について、平成27年度報酬改定の折に、今の指摘のような課題があり、若干条件が緩やかに加算がつけられるようになった。そういう意味では、国においてもこの送迎加算が十分でないという認識があるものと考えているので、今後、平成30年度の報酬改定の中でも考慮いただけるといいなど、市としても考えている。それから、事業所からの要望については、助成ということで要望はいただいていない。ただ、一部の事業所の方から、送迎を実施したいが車両の購入の問題、また職員の手配が課題で、なかなか実現に至っていないとの話を伺ったことがあるとの答弁がありました。

次に、は～とふるでは基本的に身体と知的の障害を持った方たちの施設であるが、今、地域には、社会復帰のための精神障害者の方が大変ふえている。精神障害者の方たちの障害福祉サービス事業所が少なく、そのような人たちのため、各事業所はいろいろ苦勞している。あくまで市がやっているのは障害の全分野ではない。現状では、市として全ての障害者に対してサービスを供給できておらず、民間の事業所に頼っている部分がある。そのことを考えると、何らかの援助を検討すべきでないかとの質疑に対して、総合福祉センター は～とふるにおいて、就労継続支援B型や生活介護のほかに、自立訓練というような事業も実施している。そちらは精神障害の方、知的障害の方を対象として事業を実施しているの、必ずしも精神の方を総合福祉センターで対象としていないということではないとの答弁がありました。

次に、自立訓練は、自立のための就労支援とは別のものである。は～とふるでの自立訓練は6名で、まだまだ足りない状況であるのではないかとの質疑に対して、自立訓練については、通所あるいは宿泊を伴う訓練を通して生活に必要な能力を身につけるためのサービスである。したがって、就労継続支援B型については、自力で通所することも訓練の一環であるので、自立訓練については、それらの能力も含めて訓練をする場と位置づけられている。より生活能力が獲得できていない方の場の必要性から、今回10名の定員で実施となっているとの答弁がありました。

次に、市の障害者が皆は～とふるを利用しているわけではない。他の民間事業者にもお願いしてやってもらっている実情もあるので、何らかの支援、援助が必要だと思う。本当に足りないと思う精神障害の対応について考えを伺うとの質疑に対して、市では、精神障害者について、精神障害者の地域生活支援センターウエルカムを委託事業として行っている。そちらでは、創作的な活動、生活能力をつけるための場となっている。総合福祉センター は～とふるとは、役割分担をしているとの答弁がありました。

次に、利用者の高齢化とか重度化について、今後を見据えていく上で、国の制度そのものを見直す必要があるのではないかと、その件についての考えを伺うとの質疑に対して、高齢化、重症化については、現在国のほうでも、障害者総合支援法を法施行後3年を目途とした見直しを行っている。平成30年度から3カ年の障害福祉計画策定のための指針というものを現在国が検討を開始した。その中でもサービス利用者の高齢化、障害の重

度化については大きな検討課題となっている。通所施設における送迎等についても、事業者が送迎を行いやすいような基準の見直しが図られることが望ましいと市としても考えているとの答弁がありました。

次に、介護報酬額については、市長のほうが進んで、報酬額の等級を上げてもらったこともあり、障害者の方についても機を捉えて積極的に国に是正を求めていく必要があると思うが、いかにお考えかとの質疑に対して、報酬額の増し率の地域区分は国で定められている。今回、平成27年4月からの報酬改定で、介護保険、それから障害児サービス、それから保育に関しては地域区分の額が上がった。残念ながら障害福祉サービスについては、市長が介護のときと同様に国に進んだにもかかわらず、本市と武蔵村山市は低いまま据え置かれた。これは武蔵村山市に国家公務員の施設があり、障害福祉サービスだけが依然として低い。地域区分は周辺市の低いところに引っ張られるルールがあり、格差が広がる状態になった。平成30年4月からの報酬改定については、来年の年明けから国のほうで議論が始まるので、引き続き国のほうに申し入れはしていきたい。前回わざわざ市長が厚生労働省に進んだにもかかわらず、介護のほうしか認められなかったとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な自由討議は次のとおりです。

民間福祉作業所への送迎については、利用者自身、またその保護者も高齢化してきていて、送迎が年々困難になっていると聞いている。作業所で仲間とともに働く喜びを得ることは当事者にとってももちろん大切なことであり、同時に保護者にとっても大事な助けとなる。この民間作業所の果たしている役割の重要性を考えたとき、やはり何らかの対策、支援というものは必要だと思う。は〜とふるのほうで受け入れているとの答弁もあったが、通所困難者を全て受け入れるというのは、定員という問題もある。それ以前に、なれ親しんだ場所にずっと通っていたという気持も大切にしなければならない。また、市内で作業所を運営している事業者の抱えている送迎が困難な状況について、国の制度の充実を働きかけることはもちろん必要だが、市としても実態をもう少し詳しく把握し、どのような対策が行われるか検討すべきと思う。よって、この陳情は採択すべきと思う。

また、別の委員から、先ほど出た国の制度の問題、地域区分の問題に関しては、尾崎市長が努力された。いろいろ要求していただいたが、一方で、民間のネットワーク代表が厚生労働省の当事者と数回にわたって議論をし、地域区分のどこを変えるべきか、何度もやった上で、ようやく変えるべきという話が引き出せた経過もある。そういう中で介護保険の制度改正がなされた実態があると私は思っている。厚労省の障害の担当のほうから、制度が介護保険とは違うので、障害のほうは既に3年計画で動いているので待つてほしい。介護保険の後追いになるが、確実に障害のほうは後追いで、より是正されると思う。私が言いたいのは、市長に頑張ってもらい、本当にありがたいが、民間が努力していることもぜひ踏まえてほしい。何か市のほうは公的なことは全部やるけど、民間は民間でやってくださいと終わらないでほしいとの発言がありました。

また、別の委員から、市の対応や対策については理解した。しかしながら、私自身の考えでは、現在通所している方も、保護者も高齢化しているので、何らかの手だてというものはすべきと考える。今陳情の趣旨については非常によくわかりますので、ここは趣旨採択にするべきと考える。また、市長も国に対して地域区分の見直しについて意見書を出している。この陳情の趣旨に対策を考えてとあるので、委員会で国に意見書を提出し、陳情者の抱えている問題解決につなげたいと考える。

また、別の委員から、先ほど趣旨採択というお話があったが、委員会の皆様が意見がまとまれば、趣旨採択でいいと思う。



ここで別の委員から動議が出され、趣旨採択で直ちに採択されたいとの発言がありました。

よって、自由討議を終了し、討論を省略し、本動議のとおり、28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情について、趣旨採択と決しました。

次に、28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情について質疑を行いました。

まず初めに、昭和病院に関する市民への情報提供の現状についてとの質疑に対して、市においては、昭和病院が発行する広報物を保健センターに配置するほか、昭和病院が行う市民公開講座等について市報に掲載し、情報を提供している。また、定例会の会議録の閲覧も行っている。ホームページにおいては、昭和病院の構成市である説明と、昭和病院のホームページのリンクを張り、閲覧できるようにしている。また、昭和病院においては、企業団広報の新聞折り込み、駅への看板設置、昭和病院の最新医療等を紹介する本の刊行等を行っている。より広く広報に努めていくとのことであるとの答弁がありました。

次に、情報提供の今後についての考えはとの質疑に対して、市はこれまで以上に構成市の優遇サービスについて、リーフレットの作成等、広報活動を行うよう、昭和病院に要望していく。また、昭和病院においては、病院のホームページに病院の役割及び活動内容等、経営状況についてもわかりやすい形でタイムリーに公表するよう努力するとの答弁がありました。

次に、昭和病院が発行する広報物の内容について教えてほしいとの質疑に対して、まずインフォメイトというものが利用者向けに発行されており、最新号の内容は特集として消化器系内科の最新治療、また非紹介患者加算料の定額負担の義務化について、また市民公開講座の御案内、臨床工学室という部署の御案内、また地域医療連携室だよりなどの内容となっているとの答弁がありました。

次に、昭和病院の企業団が出している広報について教えてほしいとの質疑に対し、企業団の広報については、構成市に向けて発行される広報となっている。最近の広報内容は、業務状況の公表として、平成27年の主な取り組み、また決算のあらましについてのほか、人間ドックの案内や構成市民の各種オプションの割引や無料の掲載、また市民公開講座の掲載の内容となっているとの答弁がありました。

次に、昭和病院の経営状況についてお聞きしたいとの質疑に対して、昭和病院の経営状況については、平成27年度決算では、純利益が2億8,483万円となっている。患者の延べ数は、入院が14万8,138人、また外来が25万6,703人となっているとの答弁がありました。

次に、構成市民のメリットについてお聞きしたいとの質疑に対して、現在の直接的なメリットとしては、分娩料、出産費用、それから日帰り人間ドックの半日ドックとオプションの割引となっている。これについて構成市民の皆様が利用しやすく、わかりやすくなるような広報に努めていくとの答弁がありました。

次に、公立昭和病院の役割を市はどのように認識されているのか、特に開設当時から現在について役割は変わったというような認識があるのか。また、情報提供について、市民の皆様からどういう声が届いているのかとの質疑に対して、設立当初の役割については、昭和病院は伝染病の設置義務等を共同処理するために設立されたものである。その後、構成市人口の増加や、また医療制度の変更等、社会状況の変化に合わせて、本館建築工事や診療科目等の変更等を行っている。現在は第3次救急医療として、救命救急センター、また周産期母子医療センター等を設置し、高度急性期診療及び高度専門医療等を提供し、安全で質の高い医療を提供する役割があると認識している。それから、これらの情報について市民から直接的な御相談やお問い合わせ等は、これまで把握していないとの答弁がありました。

次に、この陳情の資料によると東大和市民の利用状況は、平成8年をピークとして年々減っているが、市は

どのように認識しているのかとの質疑に対して、構成市民の利用状況が減っている理由としては、公共交通機関の利用の不便さ等が考えられる。一方、昭和病院が提供している高度・救命救急センター及び周産期母子医療センター等については、東大和市民の利用数は増加している。そういった意味で、市民の方は昭和病院の役割を理解し、利用してもらっていると考え。また、他の構成市の利用状況についても全体的に減っている状況である。その理由は、病院といわゆる診療所、クリニックとの役割分担をさらに明確化し、医療費の適正化を目指すということが国全体で考えられている。その結果、病院と診療所の連携で、ある程度、高度治療、専門治療が終わった段階で、地域の診療所、クリニックに移行する病診連携等が図られている。また、この4月から診療報酬の改定が行われ、選定療養費とあって、大きな病院に通う場合、地域の診療所からの紹介状がない場合には、一定の金額、例えば昭和病院であれば5,000円を支払う等、医療費の適正化が求められており、利用者数は昭和病院だけでなく全国的に減っているというのが現状であるとの答弁がありました。

次に、昭和病院は、本来の医療圏域と違うけれども、検討すべきだと言われていないのかとの質疑に対して、構成市の中で、当市は北多摩西部の保健医療圏域、小金井市が北多摩南部の保健医療圏域、それ以外は北多摩北部の医療圏域と3つの医療圏となっている。ただ、昭和病院については、東京都の全域が対象となる高度専門医療等の三次保健医療圏という特殊な医療提供の役割を發揮して構成市に貢献している。例えば主なものとしては、がん診療連携拠点病院であったり、周産期母子医療センターなどの対応は昭和病院が行っている。東京都からは、圏域外だから何かというようなお話は一切ないとの答弁がありました。

次に、昭和病院を当初の感染症の対策のための役割を終え、内容が変わってきている。当初の目的は果たして次の段階の病院として脱退すべきではないかといった論議が庁内であるべきだが、行政改革の大綱の中で昭和病院は対象外となっている理由は何かとの質疑に対して、一部事務組合の一種が企業団ということだが、単独の自治体では実施が困難な事務や非効率な事務を共同で処理するために設置するものである。昭和病院は、単独の自治体では担い切れない公立病院の運営事務を一部事務組合という枠組みを利用して、広域的に共同で効果的に処理することを目的とし設置され、運営されている。また、病院運営については、地域住民がいる限り、永続的に運営されるものである。将来的には、さらなる環境の変化等があっても、多様な形で広域連携を柔軟に行っていく可能性もあり、昭和病院の経営の効率的、弾力的な運営の推移を見守りながら、その時々々の社会情勢に合った医療保健サービスの提供体制を検討していかなければならないと考えている。現状では一部事務組合としての枠組みを守って、運営を支援していく方向性であるとの答弁がありました。

次に、この陳情理由で触れられている昭和病院企業団事務については、外部評価の取り扱い事務事業となっており、市民の皆様からの御意見があると思う。その結果について、11月15日の市報に掲載されているが、既に動き出している方向性があればお聞きしたいとの質疑に対して、市のほうでは、市のホームページになるべく詳細に皆様におわかりいただくような形で掲載をし、昭和病院のホームページのリンクを張って閲覧をできるようにしている。また、昭和病院のほうでさらに工夫をしてもらうよう要望しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な自由討議は次のとおりです。

公立病院には公立としての役割があり、これまで地域医療を支えてきた歴史も認識している。また、利用者が減っているのに多額の財政負担への疑問を感じている声も聞いている。陳情理由の4番にある、東大和市が脱退しても市民の病院利用には不都合が生じないなら脱退していいという単純な問題ではないと考えている。自治体として公立病院を支えていくことの必要性、あるいは市民への利便性をどう高めていくのか、市全体で

もっと議論を深めるべき問題であって、簡単に結論を出せないと考えている。ただ、いずれにしても、市民の方に広く公立病院の意義、役割を求め、市の考えを積極的に情報提供するのは当然であると考えているとありました。

以上で自由討議を終了し、討論を行いました。

まず賛成の立場での討論として、今陳情に関しては、内容に関しては異議があるが、説明責任を果たすということに関しては賛成である。昭和病院は、がんや周産期医療など特別な医療体制を持った病院であるのは事実である。しかし、そのような病院はほかにもあり、昭和病院のほかにも選択の余地はあるのではないかと。昭和病院は、いい病院であることは認めるが、やはり遠い。市民が利用しづらい。かつて、国分寺が病院が遠いというだけで脱退した。また、陳情理由にあるように、武蔵村山市もいろいろな決断の上で脱退をした。つまり、市民にとっては近くに行けるということが大事な要素である。また、本当に必要ならば、病気の治療のためにどんな遠くでも行く。そのようなことを考えれば、昭和病院に固執していくことは、市の財政状況から考えてもよろしくない。そのことを意見した上で、この陳情については賛成とする。

別の委員から、反対の立場での討論として、今陳情の趣旨を再度確認しますと、東大和市は市民に対して、この昭和病院企業団事務事業の実情について情報提供を行い、説明責任を果たすこととなっている。ということは、現状説明責任を果たしていないとの趣旨にも受けとれる。加えて、今年度の外部評価の事務事業の取り扱いでは、市民目線での御意見を拝聴し、今後の方向性として最終評価結果を市報で公表し、方向性を示しているの、私としては、今後の広報活動の充実を見守る必要があると考え、この陳情については時期尚早だと思う。よって、今陳情には反対するとの討論がございました。

以上で討論を終了し、起立によって採決を行いました。

起立採決の結果、起立少数。よって、28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情、本件を不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終了いたします。

議長において、お取り扱いのほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 3番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表しまして、28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

公立病院には、公立としての役割や、これまで地域医療を支えてきた歴史があると同時に、医療圏が異なるという問題もあり、利用者が減っているのに多額の財政負担があるということに疑問を感じる市民の方がいるというのも理解できるところであります。したがって、公立病院の意義や役割について、またメリット・デメリットも含め、全面的に市民に明らかにするのは当然であると考えことから、本陳情には賛成するものです。以上です。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

28第43号陳情 福祉作業所の送迎に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

28第44号陳情 昭和病院企業団事務に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第4 第86号議案 市道路線の廃止について

日程第5 第87号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第4 第86号議案 市道路線の廃止について、日程第5 第87号議案 市道路線の廃止について、以上、議案2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました第86号議案 市道路線の廃止について、第87号議案 市道路線の廃止について、2議案の建設環境委員会における審査経過と結果の報告をいたします。

この審査は、平成28年12月19日に本委員会を開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

第86号議案 市道路線の廃止について及び第87号議案 市道路線の廃止についての2議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入り、質疑を行いました。

質疑は次のとおりであります。

1人の委員から、この路線廃止について文化財の保護という観点から話を伺ったが、具体的な経緯はどうなっているのかとの質疑に対し、市側から平成27年8月に東京都のほうへ旧変電所に係る用地借上料の減免について相談に向いて交渉を続け、東京都と相談する中で、市が借り上げている旧変電所の面積に対して、要件を満たす面積を持つ市の土地を東京都に譲渡することで減免が可能となる話となった。東京都との交渉では、当初、旧変電所の用地借上料だけの話であったが、話が進む中で慶性門についても、東京都の用地借上料を納めているため、合わせて減免をしてもらいたいとお願いをし、認めてもらった。そのため、庁内の関係部署に協力を求め、要件を満たす面積を持つ市道を探し、都立東大和公園内にあります市道2路線を候補とし、東京都と再度調整をして、今議会における市道路線の廃止の運びとなったとの答弁がありました。

次に、同じ委員から、市の今までの取り組みに敬意を表したい。そこで、年間借上料を免除ということだが、年間借上料というのはおおよそ金額的にはどうなっているのかとの質疑に対し、市側から、減免になる金額は旧変電所については年間約190万円、また慶性門については年間約156万円で、合わせて年間約346万円が減免されることになるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第86号議案 市道路線の廃止について及び第87号議案 市道路線の廃止についての2議案は、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第86号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第87号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第6 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第6 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第7 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第7 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 根 岸 聡 彦

署 名 議 員 床 鍋 義 博